⑺　本工事は、提出された技術資料に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準Ａ－Ⅰ型（品質向上重視型））のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑽　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に関わる確認並びに入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難い場合は、紙入札方式の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている二者若しくは三者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局長から特定ＪＶとして資格認定を受けている者であること。又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　沖縄総合事務局における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者のうち、特定ＪＶの代表者及び単体有資格業者は農林土木工事「Ａ等級」に認定されている者であること。また、特定ＪＶの代表者以外の構成員は、農林土木工事「Ｂ等級」に認定されている者であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

また、開札時において上記資格が付与されていることを確認すると共に、農林土木工事「Ａ等級」に認定されていない者が行った入札は、競争に参加する資格を有しない者が行った入札として無効とする。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　施工実績　特定ＪＶの代表者は、平成12年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した次に掲げる①の同種工事の実績を有すること（共同企業体としての施工実績は、二者の場合出資比率が30％以上、三者の場合20％以上の場合のものに限る。）。また、特定ＪＶの代表者、構成員のいずれかが平成12年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した次に掲げる②の実績を有すること。

単体有資格業者（ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１者。）は、平成12年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した次に掲げる①の同種工事で本工事と同程度以上（施工延長Ｌ＝270m程度以上、施工深度Ｈ＝45m程度以上）の施工実績を有すること（共同企業体としての施工実績は、二者の場合出資比率が30％以上、三者の場合20％以上の場合のものに限る。）。また、平成12年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した次に掲げる②の実績を有すること。

ただし、施工実績が平成12年４月１日以降に完成した各地方農政局又は平成16年４月１日以降に完成した沖縄総合事務局（農林水産部）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のものを除く。

①　原位置攪拌工法による止水壁、土留壁等（仮設を除く）において柱列式地下連続壁（以下「止水壁工事」という。）の施工実績を有すること。

②　「沖縄県赤土等流出防止条例」（平成６年10月20日沖縄県条例36号）に基づく赤土等流出防止対策の施工実績、または同等の施工実績を有すること。

なお、上記①、②は同一工事である必要はない。

⑹　配置予定技術者の状況　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

ア　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

イ　建設業法第15条第２号で定められている者のうち１級土木施工管理技士以外の者とする。

②　平成12年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した、上記⑸①に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　単体有資格業者及び特定ＪＶの代表者は配置予定技術者が上記⑸①の工事経験を有する者であること。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者は必要な経験は求めない。

⑺　技術提案が適正であること。

技術提案の提出に当たっては、入札説明書に示す全ての条件を満足し、内容が適正であること。

⑻　本工事に経常建設共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することはできない。

⑼　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、「沖縄総合事務局長の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１の⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）」及び「内閣及び内閣府所管各組織等が行う公共工事等からの暴力団排除の推進について（平成25年12月11日付け閣総会第517号及び府会総1190号内閣官房内閣総務官室会計担当内閣参事官及び内閣府大臣官房会計課長通知）」に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事及び内閣府所管に係る発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出義務のない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案、ヒアリング、企業評価

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点（技術提案及びヒアリング、企業評価）」の最高点を50点とする。